資料１

第３次京丹後市一般廃棄物処理基本計画

（素案）

目次

第 1 章 基本的事項 ---------- 1
第 1 節 計画策定の趣旨 ---------- 1
第 2 節 計画の位置づけ ---------- 2
第 3 節 計画対象区域 ---------- 3
第 4 節 計画目標及び計画目標年次 ---------- 3
第 5 節 計画の点検、評価、見直し ---------- 4

第 2 章 地域の概況 ---------- 5
第 1 節 位置と地勢 ---------- 5
第 2 節 気象 ---------- 6
第 3 節 河川 ---------- 8
第 4 節 沿革 ---------- 8
第 5 節 人口 ---------- 9
第 6 節 市街地・集落 ---------- 10
第 7 節 産業 ---------- 11
第 8 節 文化財 ---------- 15
第 9 節 交通 ---------- 18
第 10 節 観光 ---------- 19
第 11 節 土地利用 ---------- 19
第 12 節 開発・将来計画 ---------- 21

第 3 章 ごみ処理の現状 ---------- 23
第 1 節 ごみ処理体系の概要 ---------- 23
第 2 節 収集運搬の状況 ---------- 25
第 3 節 中間処理の現状 ---------- 25
第 4 節 最終処分場の現況 ---------- 27
第 5 節 ごみ排出量の推移 ---------- 28
第 6 節 ごみの性状 ---------- 31
第 7 節 ごみの減量化・再資源化の現状 ---------- 32
第 8 節 ごみ処理実績 ---------- 34
第 9 節 ごみ処理経費 ---------- 35
第 10 節 関係法令・計画等 ---------- 36
第 11 節 問題点の整理と課題の抽出 ---------- 37

第 4 章 ごみ処理基本計画 ---------- 39
第 1 節 基本方針 ---------- 39
第 2 節 将来人口の推計 ---------- 40
第 3 節 ごみの発生量及び処理量の計画目標設定 ---------- 41
第 4 節 ごみ減量化・再生利用促進施策 ---------- 45
第 5 節 分別排出計画 ---------- 48
第 6 節 ごみ処理計画・施設計画 ---------- 49
第 7 節 その他の方針 ---------- 52

第 5 章 生活排水処理基本計画 ---------- 53
第 1 節 基本方針 ---------- 53
第 2 節 生活排水の排出の状況 ---------- 53
第 3 節 生活排水の処理主体 ---------- 53
第 4 節 生活排水の処理計画 ---------- 53
第 5 節 し尿・汚泥の処理計画 ---------- 54
第 6 節 その他の方針 ---------- 54

第1章　基本的事項

第1節　計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

その後、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、持続可能な社会は「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義された。これを実現する上で、ごみの発生抑制および再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組み等、住民一人ひとりや事業者、ごみ行政に課せられた役割は大きくなっている。

こうしたことを背景に、京丹後市（以下「本市」という。）では、平成 19 年 3 月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」を、平成 27 年 3 月「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第２次)」を、令和 2 年 3 月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第２次・中期)」（以下「現計画」という。）策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施 策に取り組んできたところである。

今回、現計画の策定より 5 年が経過し、中間目標年度となったこと、また、当計画は 5 年ごとに適宜見直しを行うこととしているため見直しを行い、第３次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。本計画は、排出抑制・再利用を行うことで物質の循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。同時に、循環型社会の構築に向けもっとも重要な「発生抑制」について、住民・事業者・行政がパートナーシップの下に取り組むための行動指針とする。加えて、現在、本市では、最終処分場における残余容量がひっ迫や、焼却施設の老朽化等、廃棄物処理施設の更新に関する検討を行わなければならない時期に直面している。こうした状況を踏まえ、本計画では、本市における今後の廃棄物処理処分の方向性等を示すこととする。

また生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。

第2節　計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、一般廃棄物に関して行政が策定するマスタープランである。

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月）」（以下、「策定指針」という。）や関係法令等に準拠するとともに、国や京都府の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ策定する。

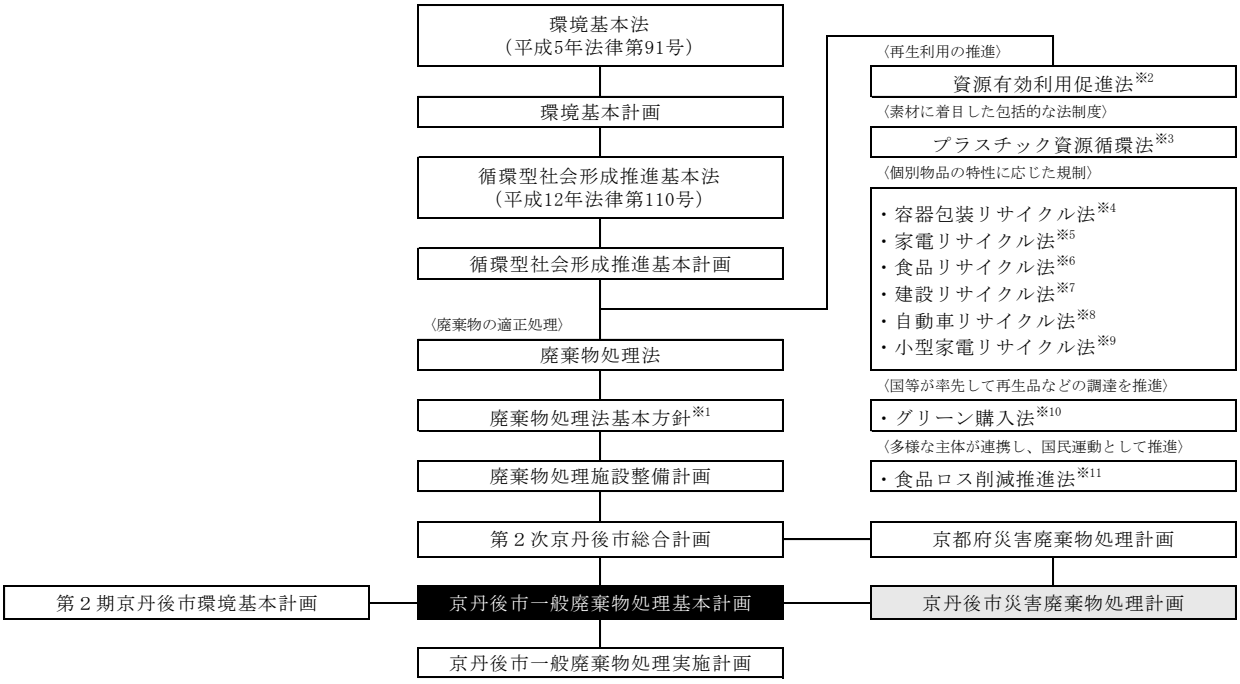

※1　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）
※2　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
※3　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
※4　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
※5　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
※6　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
※7　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
※8　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
※9　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
※10　国家による環境物品等の調査の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
※11　食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

図1-2-1　本業務の位置づけ

第3節　計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全般とする。

第4節　計画目標及び計画目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、計画策定時の次年度を初年度とする令和 7 年度から令和 24 年度までの 18 年間とする。「計画目標年次」は 18 年目の令和 24 年度とし、5 年目の令和 11 年度及び 10 年目の令和 16 年度、15 年目の令和 21 年度を「中間目標年次」として計画内容の見直しを行う。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うものとする。

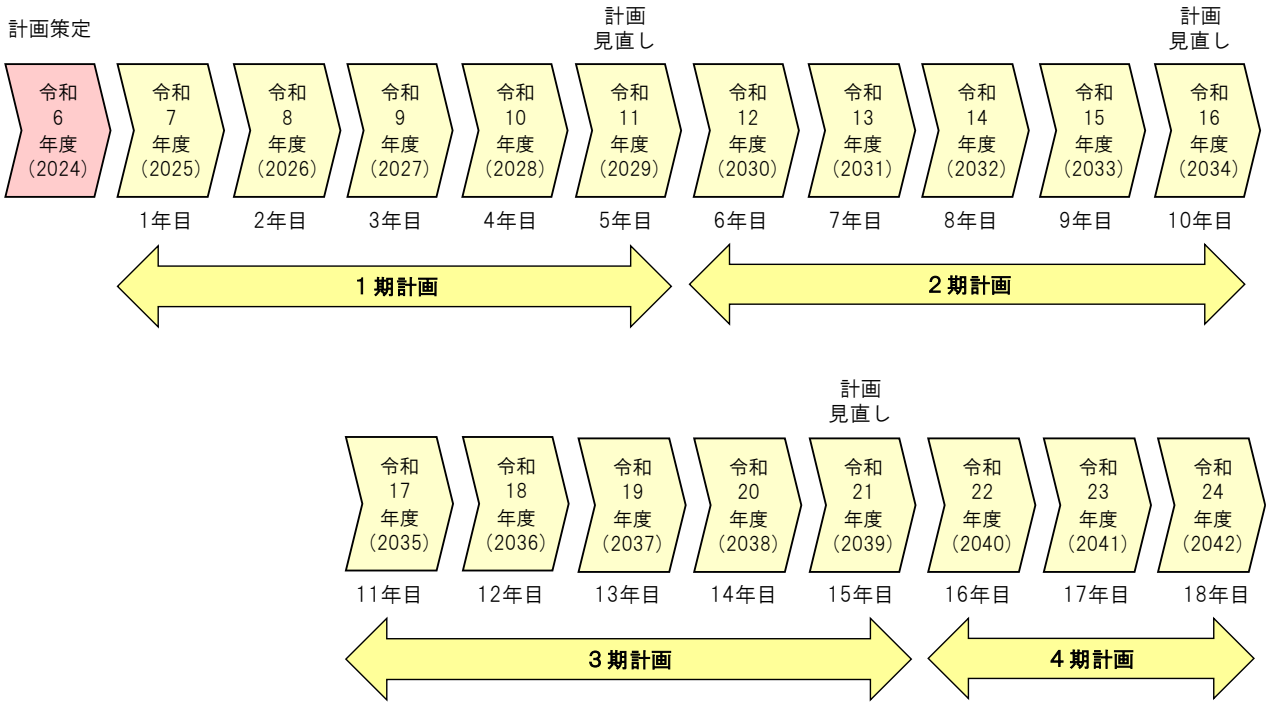

図1-4-1　計画期間

第5節　計画の点検、評価、見直し

策定指針では、一般廃棄物処理計画を以下に示す「PDCA サイクル」により継続的に計画の点検、評価、見直しを行う必要があるとしている。

本計画では、策定指針の考え方に則り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行い、より実効性の高い計画とする。

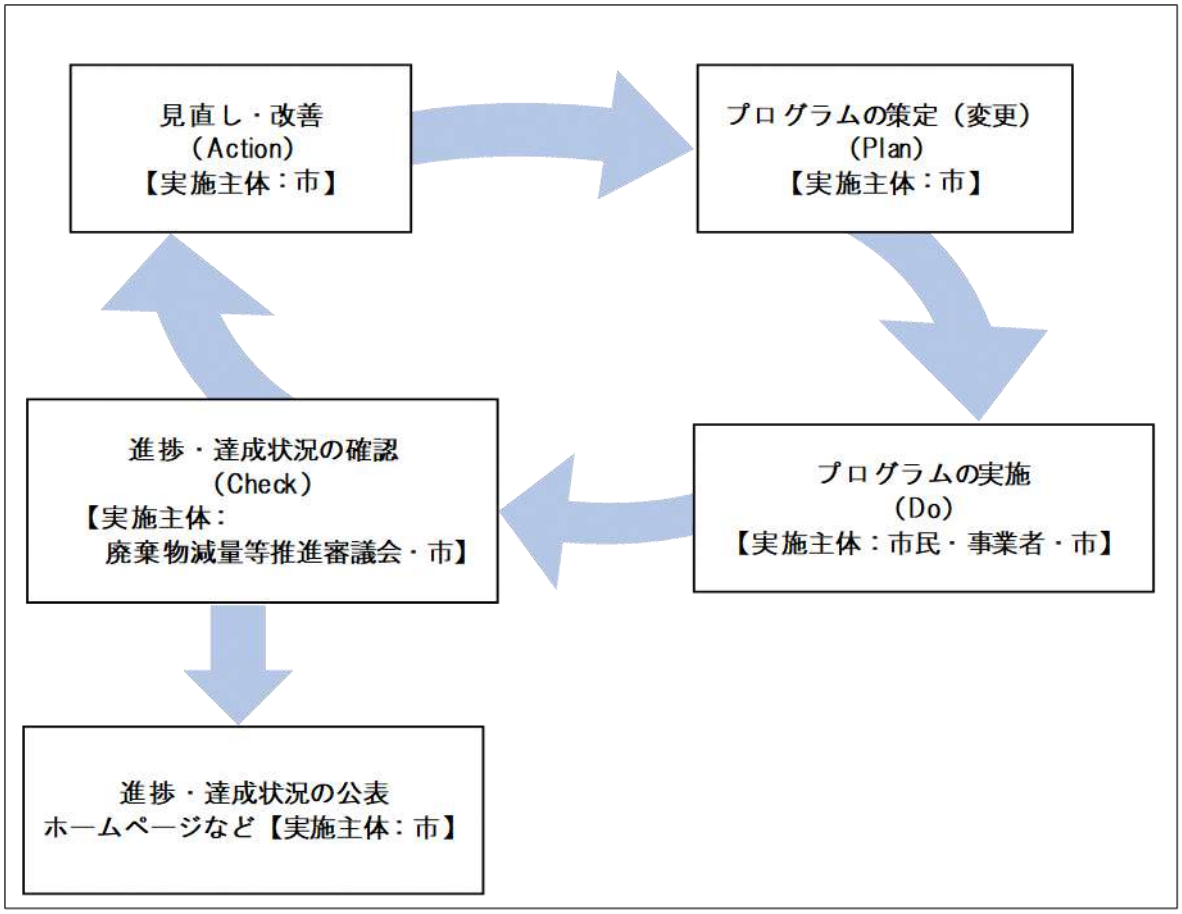

図1-5-1　PDCA サイクル

第2章　地域の概況

第1節　位置と地勢

本市は京都府の北部、丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km の広がりを持ち、面積約 501.44km²を有している。沿岸部などは山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、内陸部には標高 400～600 の山々が連なっている。

表2-1-1　京丹後市の概要

位置	東西	約 35km
	南北	約 30km
	面積	501.44 km²
京丹後市役所の位置	東経	135 度 03 分 49 秒
	北緯	35 度 37 分 15 秒
	京丹後市峰山町杉谷 889 番地	

資料：京丹後市統計書

図2-1-1　市位置図

第2節　気象

本市における過去 10 年間の気温、降水量及び日照時間を表 2-2-1 に、年平均気温及び年降水量の推移を図 2-2-1 に、令和 5 年の気象の状況を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示す。本市の気候は、夏の気温が高く、冬の降雪量が多い日本海側気候に属している。なお、令和 5 年の年平均気温は 16.7℃、年間降水量は 1,918 ㎜である。

表2-2-1　直近 10 年間の気温、降水量及び日照時間

	年平均気温（℃）	日最高気温（℃）	日最低気温（℃）	年降水量（㎜）	年間日照時間（時間）
平成26年	15.0	35.1	-1.3	1,815.0	1,635.2
平成27年	15.5	35.5	-1.6	1,682.0	1,597.3
平成28年	14.9	34.6	-5.1	1,828.0	1,547.5
平成29年	15.2	37.1	-1.9	1,798.0	1,771.9
平成30年	15.7	37.9	-3.9	2,241.0	1,744.0
令和元年	16.1	36.2	0.5	1,399.5	1,430.0
令和2年	16.0	36.2	-0.1	1,842.5	1,666.5
令和3年	15.9	35.5	-4.4	1,912.0	1,735.5
令和4年	15.9	36.3	-1.8	1,607.0	1,769.3
令和5年	16.7	36.8	-2.8	1,983.5	1,918.7
平均値	15.7	36.1	-2.2	1,810.9	1,681.6

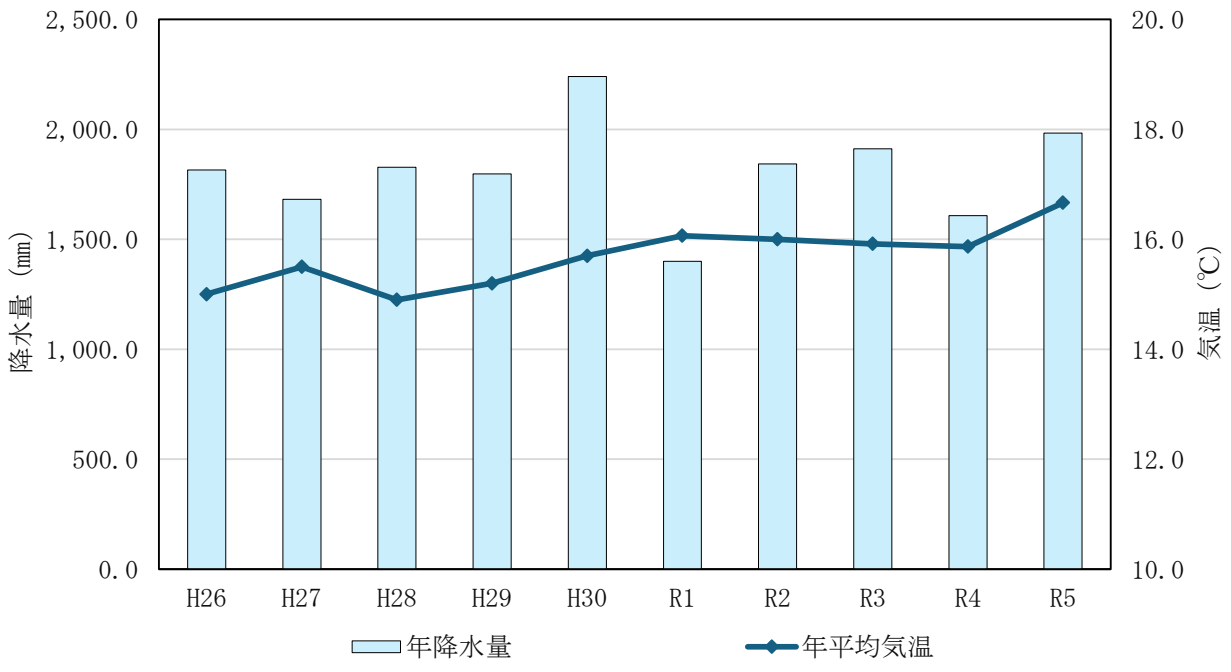

図2-2-1　直近 10 年間の年平均気温及び年降水量の推移

表2-2-2　気象の状況（令和５年）

	月平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	月降水量 (mm)	月間日照時間 (時間)
1月	5.5	16.5	-2.8	197.5	60.4
2月	6.3	14.3	-0.7	71.5	79.7
3月	11.4	23.2	4.0	86.5	215.1
4月	13.9	24.7	7.4	198.0	177.8
5月	17.5	28.1	10.2	195.5	218.9
6月	22.1	33.4	14.1	224.0	157.8
7月	26.8	34.9	21.2	229.0	231.6
8月	29.2	36.8	23.5	56.0	264.7
9月	25.7	34.2	19.5	167.0	132.3
10月	18.7	25.9	10.6	82.5	174.8
11月	14.1	24.9	3.7	195.0	118.6
12月	8.8	22.0	-1.0	281.0	87.0
通年	16.7	36.8	-2.8	1983.5	1918.7

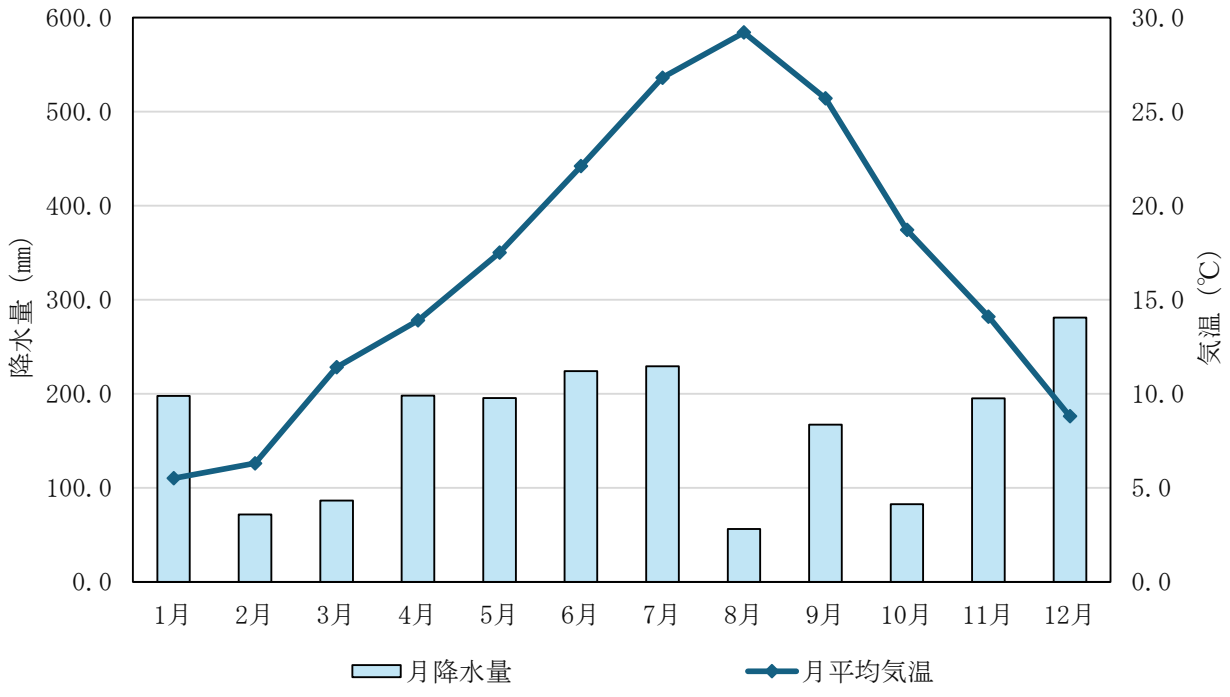

図2-2-2　気象の状況（令和５年）

第3節　河川

本市域には、竹野川、福田川、佐濃谷川、川上谷川等やこれらから分岐した支流が山間や市街地を流れ、日本海へ注いでいる。これらは、京都府が管理する 2 級河川と市の管理となる準用河川、さらに多くの普通河川に区分される。主な河川の位置を図 2-3-1 に示す。

図2-3-1　主な河川の位置

第4節　沿革

本地域では、リアス式海岸部の良好な湾や入江を通して、古代から大陸・朝鮮半島と活発な交流が行われてきた。市内からは約 2,000 年前の中国貨幣や日本最古の紀年銘鏡、日本海側最大の前方後円墳などの遺物・遺跡が多く発見されており、独自の経済文化圏を形成し繁栄していたことがうかがわれる。近世には回船業や丹後ちりめんの生産が地域の産業を支え、今日では、新たに機械金属工業・観光産業が地域の発展を担いつつある。

第5節　人口

(1) 人口推移

本市の人口及び世帯数の推移を表 2-5-1 及び図 2-5-1 に示す。令和 5 年度の人口は 50,569 人、世帯数は 22,952 世帯となっている。平成 26 年度以降、人口は減少傾向（－7,535 人）であるが、世帯数は微増（＋290 世帯）している。

表2-5-1　人口及び世帯数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口（人）	58,104	57,287	56,337	55,502	54,688	54,007	53,303	52,451	51,537	50,569
世帯数（世帯）	22,662	22,716	22,662	22,692	22,787	22,846	22,965	22,912	22,922	22,952
1世帯当たりの人数（人）	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2

資料：京丹後市市民課

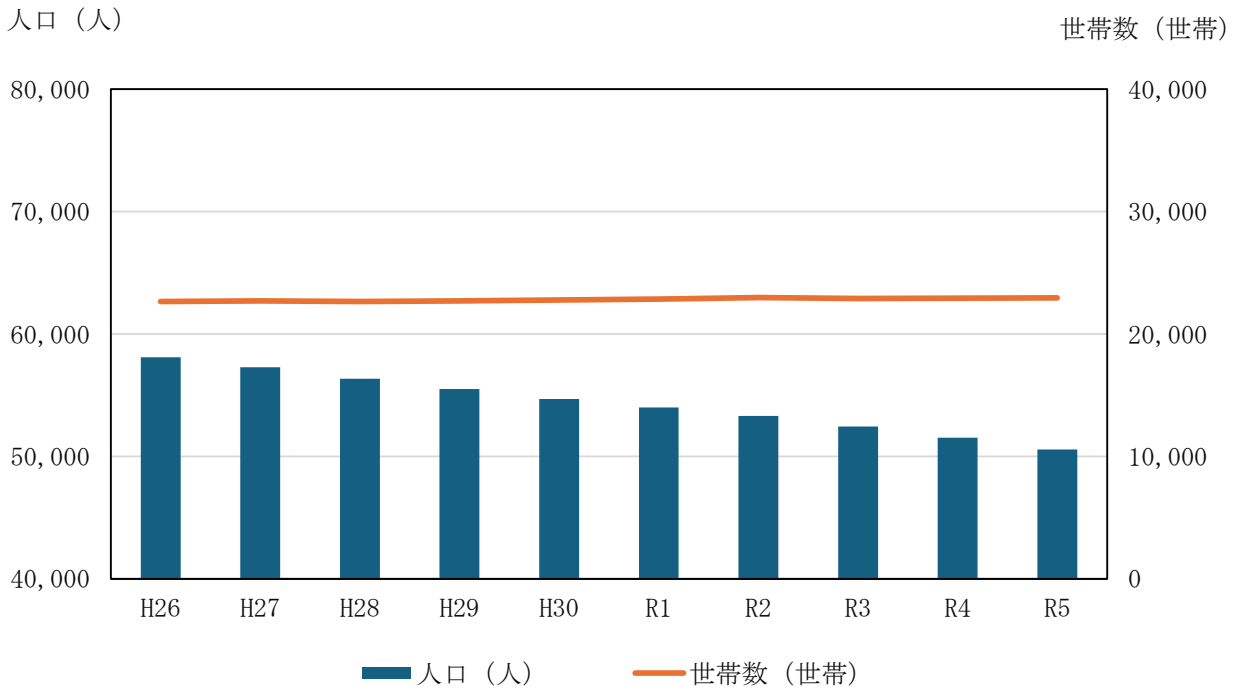

図2-5-1　人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

平成 26 年から令和 5 年における本市の人口動態（自然動態）を表 2-5-2 に示す。死亡が出生を上回っており、少子化等による自然減が進んでいる。

表2-5-2　人口動態（自然動態）

単位：人

	自然動態		
	出生	死亡	増減
平成26年	392	803	-411
平成27年	355	839	-484
平成28年	372	842	-470
平成29年	342	849	-507
平成30年	278	843	-565
令和元年	352	818	-466
令和2年	285	762	-477
令和3年	270	871	-601
令和4年	286	948	-662
令和5年	262	926	-664

※各年12月31日現在　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

第6節　市街地・集落

本市における平成 26 年度から令和 5 年度の地区別人口の推移を表 2-6-1 に示す。平成 26 年度以降、全地区の人口は減少傾向（総数としては - 7,535 人）にある。

表2-6-1　地区別人口の推移

単位：人

区分	総数	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜
平成26年度	58,104	12,606	10,583	13,869	5,687	5,255	10,104
平成27年度	57,287	12,510	10,429	13,648	5,572	5,165	9,963
平成28年度	56,337	12,387	10,346	13,346	5,392	5,089	9,777
平成29年度	55,502	12,281	10,287	13,105	5,279	4,959	9,591
平成30年度	54,688	12,166	10,221	12,827	5,147	4,867	9,460
令和元年度	54,007	12,076	10,092	12,644	5,047	4,796	9,352
令和2年度	53,303	11,973	10,090	12,435	4,883	4,724	9,198
令和3年度	52,451	11,820	9,945	12,243	4,737	4,657	9,049
令和4年度	51,537	11,619	9,869	11,958	4,583	4,592	8,889
令和5年度	50,569	11,431	9,775	11,722	4,441	4,451	8,749
H26 ― R5	-7,535	-1,175	-808	-2,147	-1,246	-804	-1,355

※各年度3月末日現在　資料：京丹後市市民課

第7節　産業

(1) 産業別人口

本市における産業大分類別就業者数を表 2-7-1 及び図 2-7-1 に示す。令和 2 年度における本市の産業別就業者割合は、第 3 次産業が 60.7%であり最も多い。平成 27 年度から令和 2 年度の間に、産業構造に大きな変化はない。

表2-7-1　産業大分類別就業者数

単位：人

		平成27年	令和2年
総数		28,457	25,165
第１次産業		2,317	1,887
第２次産業		8,331	7,207
第３次産業		16,365	15,285
分類不能		1,444	778
就業者割合	第１次産業	8.1%	7.5%
	第２次産業	29.3%	28.6%
	第３次産業	57.5%	60.7%
	分類不能	5.1%	3.1%

※10月1日現在　　資料：国勢調査（平成27年度、令和2年度）

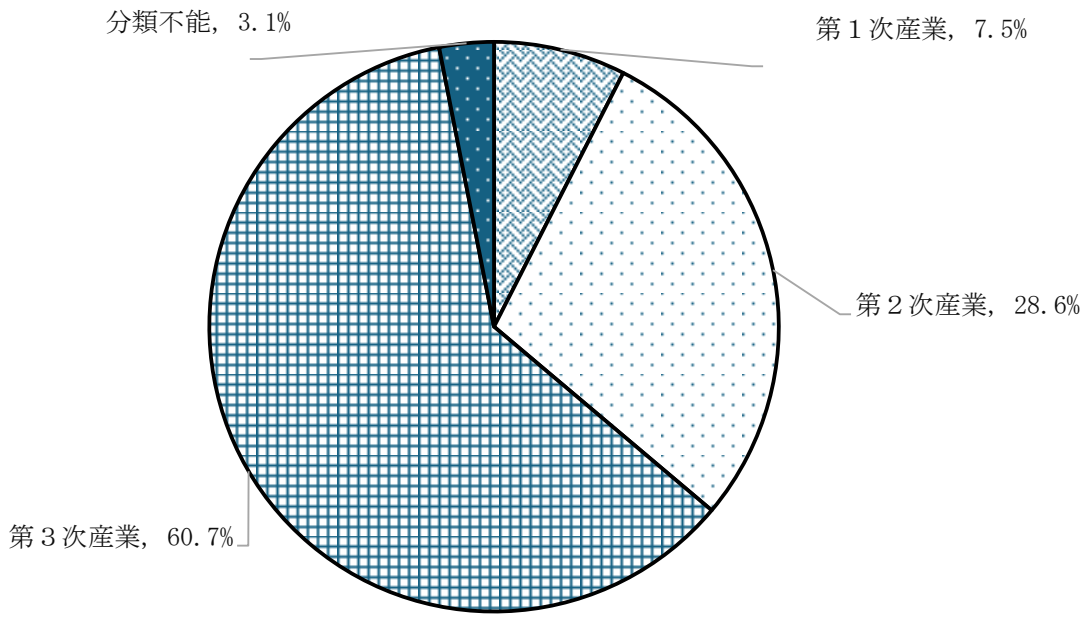

図2-7-1　産業大分類別就業者割合

(2) 農業

本市における農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移を表 2-7-2 に示す。平成 26 年度から令和 2 年度の間で、農家数及び農家人口は年々減少傾向（農家数-608 戸、農家人口-2,190 人）にある。

表2-7-2　農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移

	農家数（戸）	農家人口（人）	経営耕地面積			
			総数（ha）	田（ha）	畑（ha）	果樹園（ha）
平成27年	3,124	6,914	3,294	2,445	320	74
令和2年	2,516	4,724	3,119	2,583	397	138

※各年2月1日現在　　資料：農林業センサス

※平成27年の農家人口は、販売農家人口

(3) 林業

本市における森林面積の状況を表 2-7-3 に示す。

表2-7-3　森林面積の状況

単位：ha

	総数	国有林	公有林	私有林	その他林
平成26年	37,243.81	1,155.66	2,461.29	33,622.92	3.94
平成27年	37,238.40	1,155.66	3,407.89	32,670.91	3.94
平成28年	37,260.19	1,123.17	3,388.76	32,690.32	3.94
平成29年	37,191.02	1,123.17	3,378.25	32,685.66	3.94
平成30年	37,179.08	1,123.17	3,379.13	32,672.84	3.94
令和元年	37,179.12	1,123.17	3,343.72	32,708.29	3.94
令和2年	37,176.17	1,121.20	3,349.62	32,701.41	3.94
令和3年	37,181.13	1,126.27	3,349.31	32,701.61	3.94
令和4年	37,180.88	1,126.27	3,349.31	32,701.36	3.94

※各年4月1日現在　　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

(4) 漁業

丹後半島の沖合は、大変良い漁場であり、本市内には 15 の漁港が存在し、海面漁業、養殖業が営まれている。本市の漁港の位置を図 2-7-2 に示す。

本市における漁業経営体数、海面漁業船隻数及び動力船合計トン数の状況を表 2-7-4、図 2-7-3 に示す。

図2-7-2　本市の漁港位置

表2-7-4　漁業経営体数、海面漁業漁船隻数及び重力船合計トン数の状況

	漁業経営体数 (経営体)	海面漁業漁船隻数 (隻)	動力船合計トン数 (t)
平成26年	283 ※平成25年11月1日現在	339	652.8
平成27年		324	624.0
平成28年		306	583.4
平成29年		298	577.4
平成30年	200 ※平成30年11月1日現在	291	582.5
令和元年		275	549.2
令和2年		269	537.6
令和3年		254	518.0
令和4年		236	478.3

※各年12月31日現在　　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

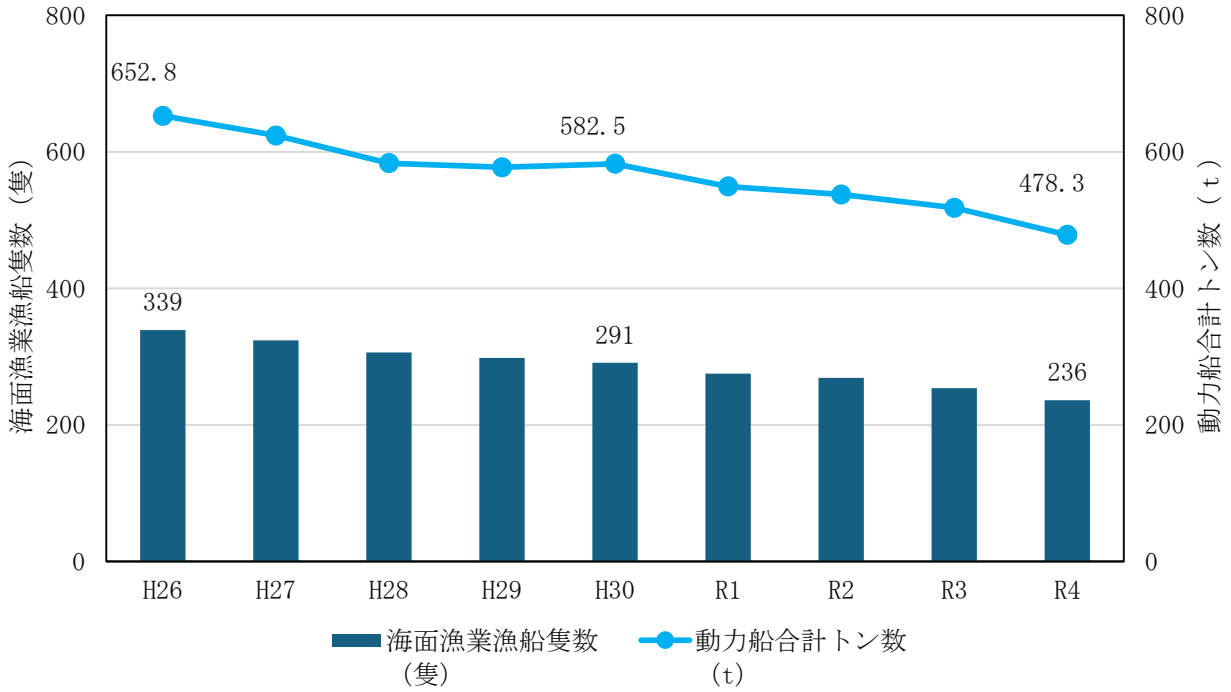

図2-7-3　漁業経営体数、海面漁業船隻数及び

(5) 工業

本市における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 2-7-5 に示す。平成 27 年以降、事業所数は、緩やかに減少しているが、従業者数は緩やかに増加している。

表2-7-5　事業所数、事業者数及び製造品出荷額等の推移

	事業所数 （所）	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
平成26年	183	4,086	5,640,429
平成27年	195	4,188	5,531,169
平成28年	172	4,231	6,933,443
平成29年	170	4,340	6,602,417
平成30年	166	4,339	7,229,955
令和元年	166	4,396	7,258,275

※各年12月31日現在　　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

※H19年以降は、従業員4人以上の事業所を対象

(6) 商業

本市における商店数、従業者数及び年間販売額の推移を表 2-7-6 に示す。商店数、従業員者数及び年間販売額は、平成 16 年以降減少傾向にある。

表2-7-6　商店数、従業員数及び年間販売額の推移

	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額（百万円）
平成16年	1,102	5,108	104,049
平成19年	1,015	4,869	87,321
平成26年	696	3,300	67,633

※各年6月1日現在　　資料：京丹後市統計書（令和５年度版）

第8節　文化財

本市の主な文化財及び記念物を表 2-8-1 及び表 2-8-2 に示す。かつて「丹後王国」として栄えた本市には、日本海側屈指の史跡群や貴重な出土品が多く存在する。

表2-8-1　主な文化財及び記念物（1）

区分		名称	所在地
国指定	史跡・遺跡	銚子山古墳　第一、第二古墳	網野町網野
		産土山古墳	丹後町竹野
		神明山古墳	丹後町宮
		函石浜遺物包含地	久美浜町湊宮
	指定 考古資料	大田南５号墳方格規矩四神鏡	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
		奈具岡遺跡出土品	弥栄町溝谷
		湯舟坂２号墳出土品	久美浜町須田
	建造物	縁城寺宝篋印塔	峰山町橋木　縁城寺
		本願寺本堂	久美浜町十楽　本願寺
	彫刻	木造千手観音立像	峰山町橋木　縁城寺
		木造薬師如来及び 両脇立日光・月光菩薩像	久美浜町円頓寺　円頓寺
	工芸品	石燈籠	大宮町周枳　大宮賣神社
	天然記念物	郷村断層（ごうむらだんそう）	網野町郷・生野内
国登録	建造物	旧口大野村役場庁舎	大宮町口大野
		稲葉家住宅主屋	久美浜町土居
		稲葉家住宅長屋門	久美浜町土居
		稲葉家住宅南宝蔵	久美浜町土居
		稲葉家住宅北宝蔵	久美浜町土居
府指定	史跡・遺跡	湧田山古墳群	峰山町丹波・矢田
		大宮賣神社境内	大宮町周枳
		黒部銚子山古墳	弥栄町黒部
		遠處遺跡製鉄工房跡	弥栄町木橋
		高山12号墳	丹後町徳光
		湯舟坂２号墳	久美浜町須田
	指定 考古資料	三坂神社墳墓群出土品	大宮町口大野
		奈具岡北１号墳出土品	弥栄町溝谷
		大田南２号墳出土品	峰山町矢田・弥栄町和田野(町境)
		銅経筒	久美浜町円頓寺
	建造物	本殿	網野町木津　売布神社
		本殿	久美浜町新町　神谷神社
		参考館（旧久美浜県庁舎玄関棟）	久美浜町新町　神谷神社
		丹後震災記念館	峰山町室
	絵画	絹本著色松井康之像	久美浜町新町　宗雲寺
		絹本著色松井与八郎像	久美浜町湊宮　宝泉寺
		絹本著色当麻曼荼羅図	久美浜町十楽　本願寺
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	久美浜町十楽　本願寺
		木造薬師如来及び両脇侍像	丹後町成願寺　成願寺
	工芸品	金銅装笈（附　金銅装笈残闕１個）	峰山町橋木　縁城寺
		石燈籠	弥栄町溝谷　溝谷神社
		熊野十二社権現懸仏	久美浜町円頓寺　円頓寺
		木造扁額	久美浜町西本町　如意寺
	古文書	円頓寺惣門再興勧進状	久美浜町円頓寺　円頓寺
	歴史資料	玄圃霊三関係資料	久美浜町新町　宗雲寺
	無形民俗	黒部の踊子	弥栄町黒部
		野中の田楽	弥栄町野中
		舟木の踊子	弥栄町舟木
	名勝	庭園	久美浜町新町　宗雲寺
	天然記念物	アベサンショウウオ基準産地	大宮町善王寺

表2-8-2　主な文化財及び記念物（2）

府指定	文化財 環境保全 地区	多久神社文化財環境保全地区	峰山町丹波・矢田
		竹野神社文化財環境保全地区	丹後町宮
		神谷神社文化財環境保全地区	久美浜町新町
府登録	指定考古資料	カジヤ古墳出土品	峰山町杉谷
	建造物	本殿	峰山町丹波　多久神社
		興法寺本堂	弥栄町小原　興法寺
		本殿	丹後町宮　竹野神社
		末社斎宮神社本殿	丹後町宮　竹野神社
		中門	丹後町宮　竹野神社
		神門	久美浜町新町　神谷神社
		境内社八幡神社本殿	久美浜町新町　神谷神社
		鳥居	久美浜町新町　神谷神社
		本殿	網野町浅茂川　日吉神社
	絵画	方丈障壁画（長沢芦州筆）	峰山町五箇　慶徳院
		絹本著色釈迦十六善神像	大宮町谷内　岩屋寺
		絹本著色地蔵菩薩像	大宮町谷内　岩屋寺
		絹本著色五大尊像	大宮町谷内　岩屋寺
		絹本著色毘沙門天像	大宮町谷内　岩屋寺
		紙本著色斎宮大明神縁起	丹後町宮　竹野神社
		紙本著色等楽寺縁起	丹後町宮　竹野神社
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	峰山町鱒留　全徳寺
	古文書	本願寺文書	久美浜町十楽　本願寺
	無形民俗	竹野のテンキテンキ	丹後町竹野
		遠下のちいらい踊	丹後町遠下
		大山の刀踊	丹後町大山
		市野々しょうぶ田植	久美浜町市野々
		甲坂の三番叟	久美浜町甲坂
		栃谷の三番叟	久美浜町板谷
		河梨の十二灯	久美浜町河梨
		布袋野の三番叟	久美浜町布袋野
		丹波の芝むくり	峰山町丹波
		五箇の三番叟	峰山町五箇
		周枳の三番叟・笹ばやし・神楽	大宮町周枳
	天然記念物	アベサンショウウオ	地域を定めず

第9節　交通

本市内の交通状況を図 2-9-1 に示す。

市内の主要道としては、国道 178 号、312 号、482 号がしないを環状に走り、これを補完する形で、不動及び指導が連結している。

公共交通機関については、京阪神方面への主要なアクセスとなっている京都丹後鉄道があり、京都・大阪方面への鉄道網が整備されている。また、バス交通については、丹後海陸交通㈱による路線バス運行と一部地域を走る市営バスが運行している。

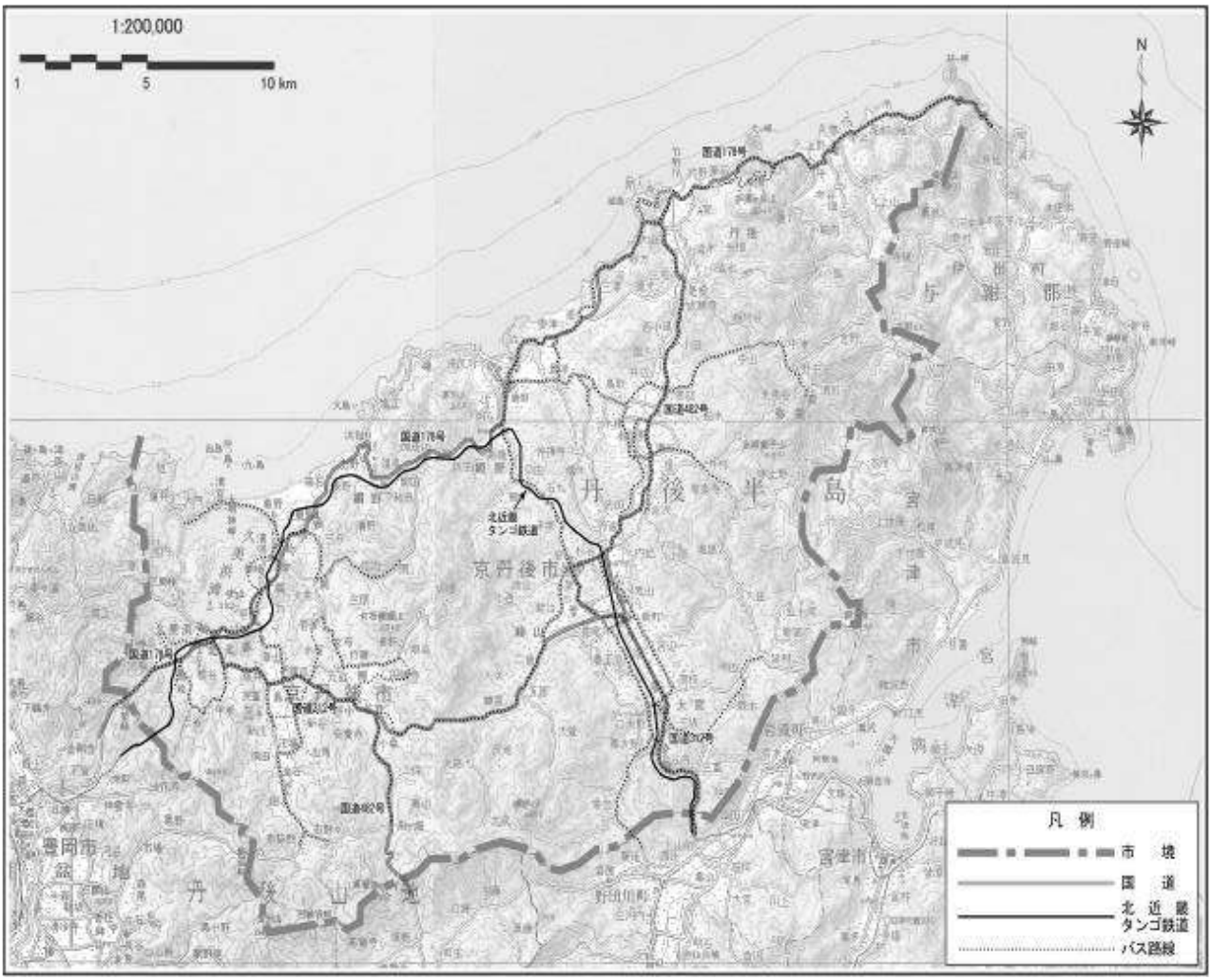

図2-9-1　交通の状況

第10節　観光

本市の観光入込客数及び観光消費額の推移を表 2-10-1 に示す。観光については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて令和 2 年に減少しているものの、令和 4 年に増加に転じている。

表2-10-1　観光入込客数及び観光消費額の推移

	入込客数 （人）	消費額 （千円）
平成26年	1,733,520	6,153,656
平成27年	2,193,385	6,702,462
平成28年	2,195,630	6,834,010
平成29年	2,184,798	6,442,855
平成30年	2,143,289	6,545,061
令和元年	2,111,894	7,170,487
令和2年	1,645,031	6,145,496
令和3年	1,279,129	6,599,184
令和4年	1,745,053	7,895,551

資料：京丹後市統計書（令和5年版）

第11節　土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用状況（課税の対象にならない土地を除く）を表 2-11-1 に示す。令和 5 年現在、山林に占める割合が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表2-11-1　土地利用状況

	面積 （千㎡）	割合 （%）
田	38,014	22.5
畑	14,470	8.6
宅地	12,312	7.3
鉱泉地	1	0.0
池沼	40	0.0
山林	94,058	55.7
牧場	0	0.0
原野	7,185	4.3
雑種地	2,908	1.7
総面積	168,988	100.0

※令和5年1月1日現在　　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

(2) 土地利用計画

第 2 次京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）では、市域の土地利用について、高速道路網が連携した広域ネットワークの形成による地域の活性化と、北近畿の中心に位置する京丹後市の立地特性を活かし、人と経済・文化が交流する活力あふれる拠点都市を目指すことが望ましいとしている。

① 市街地ゾーン

北は網野の中心地から峰山の都市拠点を経て、南は国道 312 号沿いに広がる大宮までの地域を市街地ゾーン（都市計画区域）とし、産業拠点を活かした職住近接の利便性の高い生活環境を築くとともに、商業の集積と活性化を図り、魅力ある都市空間を創出することが必要である。

② 森林ゾーン

市街地ゾーンを挟んで東西に広がる山間部を森林ゾーンとし、北近畿最大級のブナ林をはじめとする豊かな自然環境や山並み等の景観保全に努めるとともに、様々な自然学習・体験の場として整備することが望ましい。

③ 田園ゾーン

山間部と海浜部の間に広がる平地や丘陵地帯を田園ゾーンとし、稲作をはじめ、野菜、フルーツといった良質多彩な農産物を活用した農業の復興を図るとともに、滞在・体験型農業などによる交流の場づくりや、憩い、ふれあえる空間づくりを進めるべきである。

④ 海浜ゾーン

海岸線に沿った地域を海浜ゾーンとし、数多くの景勝地や温泉、観光資源等、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを活かしながら、海の京都等の取り組み強化により、国内外の人々の交流を促進するべきである。

(3) 都市計画

本市の都市計画区域は、峰山町と網野町と大宮町の一部となった。都市計画区域面積を表 2-11-2 に示す。

表2-11-2　都市計画区域面積

都市計画 区域名	都市計画区域 (ha)
峰　山	2,890
大　宮	1,916
網　野	1,492

※令和5年4月1日現在　資料：京丹後市統計書（令和5年版）

第12節　開発・将来計画

(1) 総合計画における基本理念

1) 基本理念

まちづくりは、市の最高規範として制定された「京丹後市まちづくり基本条例」第４条に定める「まちづくりの基本理念」に沿って、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進める必要がある。

「自治と協働によって進めるまちづくり」

2) 目標

まちづくり基本条例に掲げる目標を基本に次のように定める。

① 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
② 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
③ 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
④ 安全で安心して暮らせるまち
⑤ お互いに支え合い、助け合うまち
⑥ 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまち
⑦ 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

3) 将来像

ひと　みず　みどり　市民総参加で飛躍するまち

北近畿新時代へ和のちから輝く　京丹後

これからのまちづくりは、経済的な豊かさだけでなく、さまざまな人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じて、お互いに支え合い、助け合うまちづくりを進め、市民誰もが幸福を追求できる環境を整えることが重要である。

以上のような考え方をまちづくりの根幹に据え、第１次総合計画の「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を継承しながら、10 年後の将来像を上記に掲げ、市民の参加と協働のもと、まちづくりを推進していく必要がある。

また、「丹後は日本のふるさと」で日本的な心を代表する、誰もが互いを大切にし、他人とも協力し合うことの意味を込め「和」という漢字を使用している。

4) 目標と基本方針

将来像及びまちづくりの目標の実現に向け、以下の基本方針を設定する。

目標１.歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

基本方針１．産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します。

基本方針２．京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります。

目標２．美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

基本方針３．次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります

目標３．健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち

基本方針４．生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します

目標４．安全で安心して暮らせるまち

基本方針５．災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります

基本方針６．地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します

目標５．お互いに支え合い、助け合うまち

基本方針７．支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します

基本方針８．参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます

目標６．次代を担う子ども達が「学び」を通じて夢を抱き、いきいきと成長するまち

基本方針９．夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます

目標７．誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

基本方針 10. 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営

第3章　ごみ処理の現状

第1節　ごみ処理体系の概要

(1) 分別収集の現況

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の 4 種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色)」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ)」の分別を行っている。また、平成 25 年度から使用済小型電子機器のボックスによる拠点回収を行っている。

(2) 分別区分

本市の分別区分は、表 3-1-1 のとおりである。

表3-1-1　分別区分

区分		ごみの種類	備考
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、生花、少量の枝木、廃食用油、古着類、再生のできない紙くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、貝類、ゴム製品・皮製品、靴、保冷剤、乾燥剤、アルミホイル（台所用）、歯磨き等のチューブ類	●市指定ごみ袋に入れて出すこと。 ●生ごみは、よく水を切ってから出すこと。 ●廃食用油は、回収団体に出すこと。（困難な場合は、固めたり、新聞紙等にしみこませたうえで可燃ごみとして出す。）
	可燃性粗大ごみ（直接持込）	タンス、じゅうたん、たたみ、ふすま、障子、ふとん、毛布、木製の机、座椅子、ソファー（スプリングなどは取り外して）	●粗大ごみは、壊してからクリーンセンターへ持ち込む。 ●建具などに入っているガラス及びスプリング等は、外すこと。
資源ごみ	空きカン	飲料用のカン（アルミ、スチール）、菓子カン、缶詰のカン、塗料以外のスプレー缶（穴をあけて）、殺虫剤のカン	●すすいでから出すこと。 ●スプレー缶は、使い切って穴を開けてから出すこと。 ●空きカンの中に、たばこ等は入れないこと。
	空きビン	飲料、食品、調味料、飲み薬などのビン「無色・透明」、「茶」、「黒・その他」の3色分別	●すすいでから出すこと。 ●ガラスコップ類は、不燃ごみに出すこと。 ●キャップやフタなどは、必ず取り外して出すこと。
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類のペットボトル	●すすいでから出すこと。 ●キャップは、必ず取り外しその他プラに出すこと。 ●ラベルの取り外しは、不要。
	プラスチック製容器包装	トレイ、カップ、チューブ、袋類、容器のキャップ、少量の発泡スチロール、ペットボトル以外のボトル	●すすいでから出すこと。 ●商品の容器・包装類が対象、それ以外の硬質プラスチック製品は、不燃ごみに出すこと。（バケツなど） ●分別困難なものは、可燃ごみに出すこと。
	発泡スチロール（直接持込）	発泡スチロール、トロ箱	●すすいでから出すこと。 ●大量の発泡スチロールは、クリーンセンターへ持込む。 ●汚れのひどいものは、可燃ごみに出すこと。
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ	●古紙回収団体が行う古紙回収に出すこと。
	小型廃家電	政令指定28品目（携帯電話、ゲーム機器、デジカメ、パソコン等）	●回収ボックスへ投入すること。
不燃ごみ	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製の食器類、ガラス、飲料用以外のビン、ビデオテープ、フロッピーディスク、CD、鍋、やかん、フライパン、使い捨てカイロ、プランター、小型の家電製品、傘、ポット、ハンガー、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨品	●50cm以上のものは、収容困難物とるため、直接最終処分場へ持込むこと。 ●カミソリ・割れ物などは、新聞紙に包んで出すこと。
	不燃性粗大ごみ（直接持込）	大型の家電製品（ビデオデッキ、ステレオ、ラジカセ、ファンヒーター、ストーブ、扇風機、掃除機、炊飯器、布団乾燥機、電気毛布・カーペット、電子レンジなど）自転車、ガス台、パイプベッド、トースター、一斗カン、トタン、金属製棚	●直接持込が困難な場合は、買い替えのときに業者に引き取ってもらうこと。 ●平日の開設日持込が困難な方は、休日の開設日を利用して持込むこと。
有害ごみ		ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計	●蛍光灯などは、破損しないように出すこと。
受入しないもの		家電5品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・冷凍庫）、自動車部品、廃タイヤ（ホイル含む）、原動機付自転車以上、廃油、バッテリー、ガスボンベ、消火器、農機具（部品も含む）、農業用ビニール類、農業等の劇薬、医療廃棄物、ピアノ、耐火金庫、ドラム缶、ボイラ等の給湯器、廃船	●購入店または販売店に相談をすること。 ●専門業者での処理。

(3) ごみ処理体系

令和 5 年度のごみ処理体系を図 3-1-1 に示す。

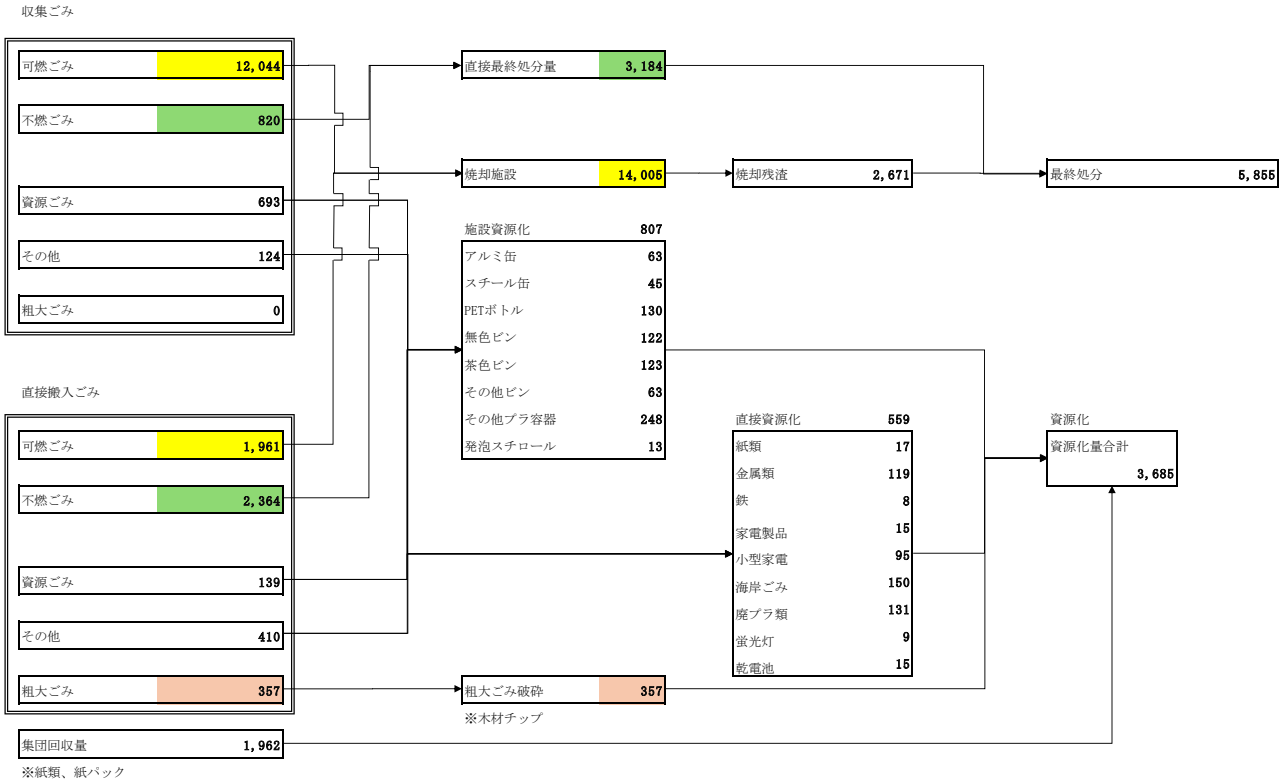

図3-1-1　ごみ処理体系

(4) 組織体制

本市における廃棄物処理組織体系を図 3-1-2 に示す。

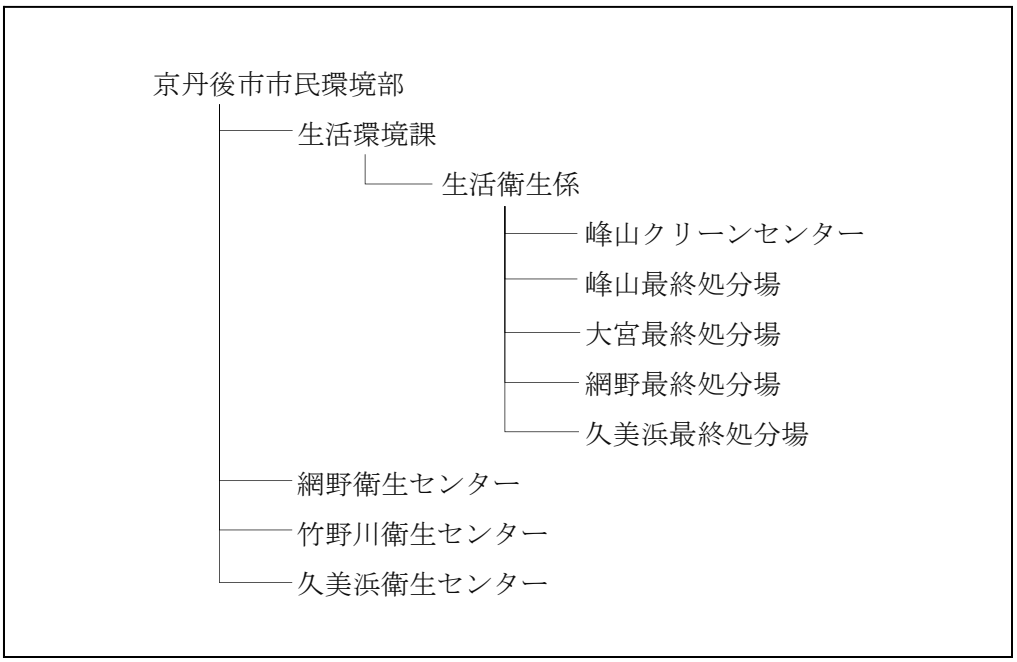

図3-1-2　廃棄物処理組織体系（令和 2 年 3 月現在）

第2節　収集運搬の状況

(1) 収集体制

本市の家庭系ごみの収集は、全て民間委託で行っている。

(2) 収集方法

本市の家庭系ごみの収集方法はステーション収集としている。方法および収集回数を表 3-2-1 に示す。収集回数は、可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは月 1 回、資源ごみ（空きカン、空きビン、ＰＥＴボトル、容器包装プラスチック）は月 2 回、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）は月 1 回である。

表3-2-1　各地区の収集方法

区分	収集方法（上段）、収集回数（下段）				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
市内全域	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月1回	ー

※平成22年4月に統一

第3節　中間処理の現状

(1) 中間処理施設の概要

1) 峰山クリーンセンター（ごみ処理施設）

本市で発生する可燃ごみは、平成 9 年 4 月から峰山クリーンセンターで焼却処理を行っているが、老朽化が進行したため平成 29 年度から基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減及び施設の延命化を図っている。

ごみ処理施設の概要を表 3-3-1 に示す。また、ごみ処理施設の位置を図 3-4-1 に示す。

表3-3-1　ごみ処理施設の概要

施設名称		峰山クリーンセンター	
所在地		京丹後市峰山町内記908番地	
竣工年月		平成9年3月 （増設）平成14年3月 （改良）令和2年3月	
燃焼方式		21t/日（21t/24h×2炉交互運転） 42t/日（21t/24h×2炉） 合計63t/日	
焼却方式		全連続燃焼式焼却炉	
主要設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式	
	焼却設備	ストーカ式	
	ガス冷却設備	水噴射式	
	集じん設備	乾式バグフィルタ方式	
	飛灰処理設備	加熱脱塩素化処理＋キレート灰固形式	
	灰出設備	水封式＋バンカ方式	
運営管理		委託	
公害防止等計画値	ばいじん	g/m³N	0.01
	SOx	ppm	50
	NOx	ppm	70
	HCl	ppm	100
	CO	ppm	30 （4時間平均値）
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m³N	0.1

2) 峰山クリーンセンターリサイクルプラザ

本市で発生する資源ごみは、平成 14 年 4 月から稼働を開始している峰山クリーンセンターリサイクルプラザで処理を行っている。

リサイクルプラザの概要を表 3-3-2 に示す。

表3-3-2　リサイクルプラザの概要

施設名称		峰山クリーンセンターリサイクルプラザ
所在地		京丹後市峰山町内記908番地
竣工年月		平成14年3月
公称能力		6.7t/日（6.7t/5h）
処理方式	缶類	磁力選別、アルミ缶、圧縮
	プラスチック	圧縮梱包
	ペットボトル	圧縮梱包
	発泡スチロール	減容
	ビン	3種分別
運営管理		委託

第4節　最終処分場の現況

(1) 最終処分場の概要

本市では、峰山・大宮・網野・久美浜最終処分場の 4 箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立処分を行っている。

最終処分場の概要を表 3-4-1 に示す。また、最終処分場の位置を図 3-7-1 に示す。

※埋立期間は、施設設置届による当初の計画期間である。

表3-4-1　最終処分場の概要

施設名称	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
所在地	京丹後市峰山町内記800番地	京丹後市大宮町三坂5番地の1	京丹後市網野町三津378番地の1	京丹後市久美浜町98番地の1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣	不燃ごみ	不燃ごみ、焼却残渣	不燃ごみ、焼却残渣
埋立期間	平成13年4月～令和5年3月	昭和58年4月～令和5年3月	平成14年4月～令和3年3月	平成17年4月～令和7年3月
埋立面積	10,000㎡	11,700㎡	12,000㎡	3,250m2
埋立容量	43,000㎥	86,300㎥	75,000㎥	24,800m3
埋立残容量	8,200㎥（R1.10月現在）	23,146㎥（R1.10月現在）	6,680m3（R1.10月現在）	8,700m3（R1.10月現在）
計量機の有無	有	有	有	有
浸出水処理設備	有	有	有	有
管理体制	委託	委託	委託	委託

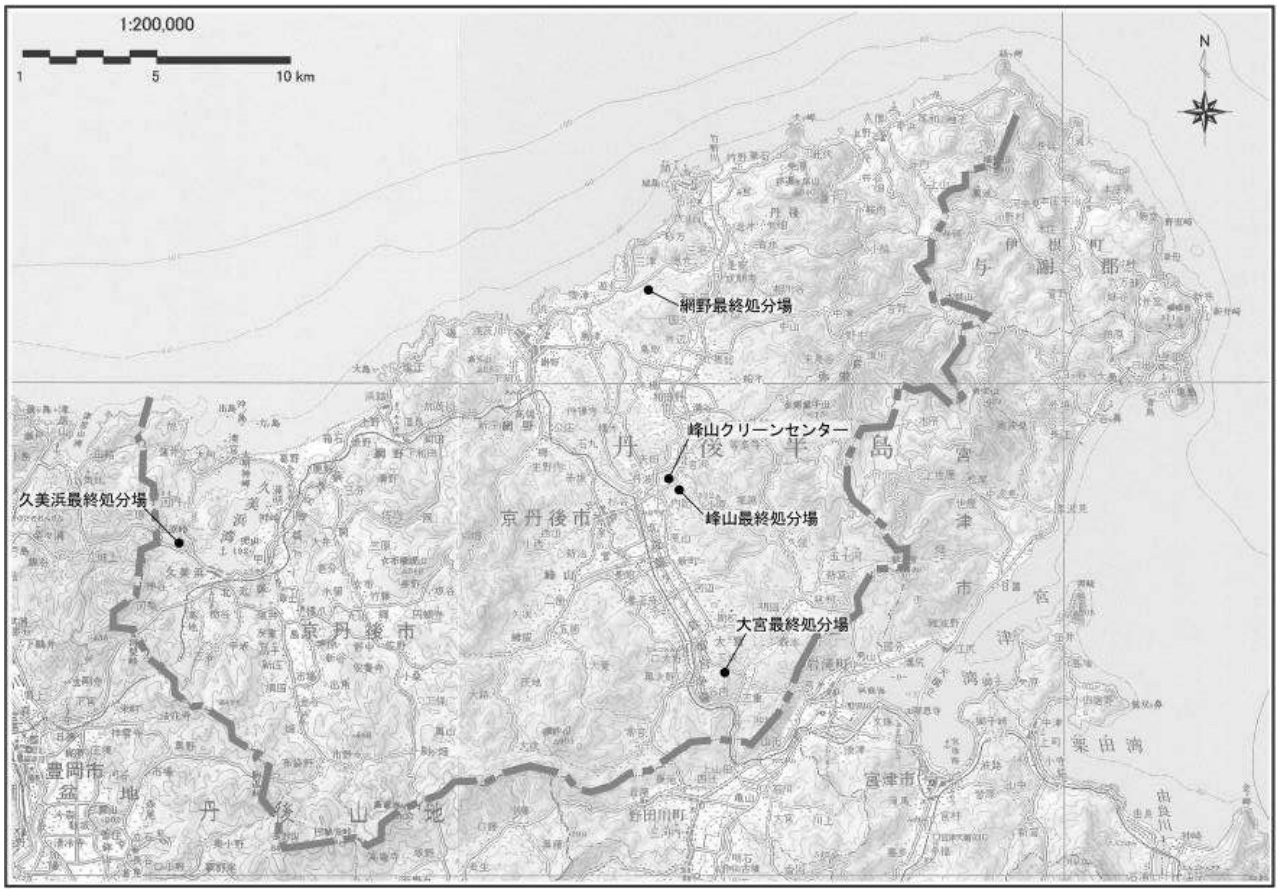

図3-4-1　ごみ処理施設最終処分場の位置

第5節　ごみ排出量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

本市における令和元年度から令和 5 年度のごみ排出量の推移を表 3-5-1 に示す。

表3-5-1　ごみ排出量の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	－	－	－	－	－
人口（各年度９月末日時点）	51,609	50,860	50,073	49,263	48,263
排出量合計	22,681	21,566	21,756	20,854	20,696
排出量合計（集団回収量除く）	20,492	19,567	19,877	18,892	18,911
家庭系ごみ	14,905	14,258	14,039	13,637	13,241
家庭系ごみ（集団回収量除く）	12,716	12,259	12,160	11,675	11,456
可燃ごみ	10,665	10,426	10,105	9,896	9,423
収集ごみ	10,231	10,090	9,687	9,474	9,031
直接搬入ごみ	434	336	418	422	392
不燃ごみ	1,185	1,018	1,197	1,000	1,301
収集ごみ	787	716	674	641	592
直接搬入ごみ	398	302	523	359	709
資源ごみ	570	547	569	494	541
収集ごみ	547	530	546	473	520
直接搬入ごみ	23	17	23	21	21
その他ごみ	296	268	289	285	191
収集ごみ	121	108	162	117	111
直接搬入ごみ	175	160	127	168	80
粗大ごみ	0	0	0	0	0
収集ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	0	0	0	0	0
事業系ごみ	7,776	7,308	7,717	7,217	7,455
可燃ごみ	5,415	4,824	4,719	4,809	4,582
収集ごみ	3,679	3,481	3,048	3,119	3,013
直接搬入ごみ	1,736	1,343	1,671	1,690	1,569
不燃ごみ	1,110	967	1,431	1,105	1,883
収集ごみ	183	262	211	268	228
直接搬入ごみ	927	705	1,220	837	1,655
資源ごみ	318	283	298	265	290
収集ごみ	196	183	171	155	173
直接搬入ごみ	122	100	127	110	117
その他ごみ	372	440	462	401	343
収集ごみ	29	26	21	28	13
直接搬入ごみ	343	414	441	373	330
粗大ごみ	561	794	807	637	357
収集ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	561	794	807	637	357
集団回収量	2,189	1,999	1,879	1,962	1,785

(2) ごみ総排出量

直近 5 年間におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）の推移は以下に示すとおりである。

ごみ総排出量は、令和 5 年度で 20,696t、令和元年度の 22,681t より約 8.8%減少している。

図3-5-1　ごみ排出量の推移（ごみ総排出量）

(3) 家庭系ごみ排出量

直近 5 年間における家庭系ごみ排出量（集団回収量を含む）の推移は以下に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量（集団回収量を含む）は、令和 5 年度で 13,241t、令和元年度の 14,905t より約 11.2%減少している。また、家庭形ごみ原単位原単位（1 人 1 日平均排出量）は、令和 5 年度で 752g/人日、令和元年度の 791g/人日より約 4.9%減少している。

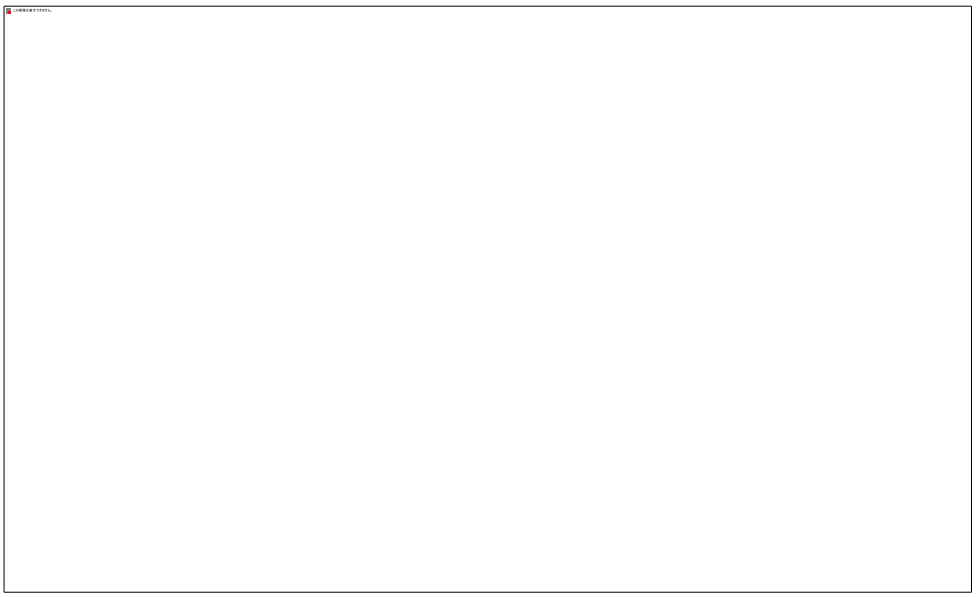

図3-5-2　ごみ排出量の推移（家庭系ごみ）

(4) 事業系ごみ排出量

直近 5 年間における事業系ごみ排出量（集団回収量を含む）の推移は以下に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、令和 5 年度で 7,455t、令和元年度の 7,776t より約 4.1%減少している。

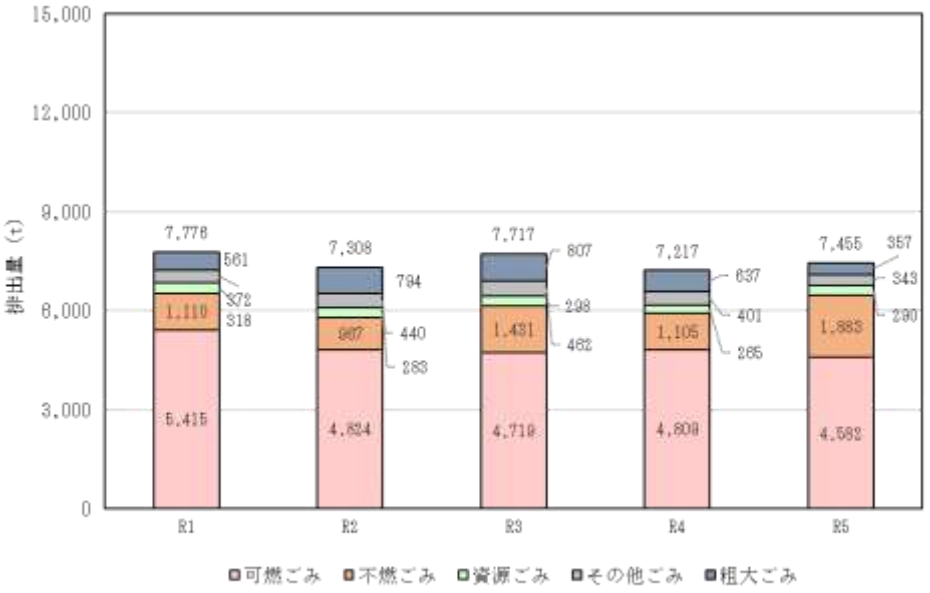

図3-5-3　ごみ排出量の推移（事業系ごみ）

(5) 処理・処分量

直近 5 年間における処理・処分量（焼却処理量、資源化量、最終処分量）の推移は以下に示すとおりである。

令和 5 年度の焼却処理量は、14,500t、資源化量は 1,446t、最終処分量は 2,702t、リサイクル率は 15.6%となっている。

図3-5-4　処理・処分量の推移

第6節　ごみの性状

本市における令和元年度から令和5年度のごみの平均組成比を表3-6-1及び図3-6-1に示す。

ごみの種類・組成を見ると、乾燥重量における総平均値では、紙・布類が約26%を占めており、次いで木・竹・わら類が約25%を占めている。

表3-6-1　ごみの平均組成

湿潤

	紙・布類	繊維類	ビニール・プラスチック類	木・竹・わら類	厨芥類	可燃性雑物類
R１	27.34	9.11	16.15	10.68	34.9	1.82
R２	21.67	21.67	22.22	23.61	9.17	1.67
R３	21.25	9.84	12.75	44.52	8.28	3.36
R４	27.7	17.89	11.76	30.39	10.29	1.96
R５	36.69	5.03	27.25	15.93	14.88	0.21
平均	26.93	12.71	18.03	25.03	15.50	1.80

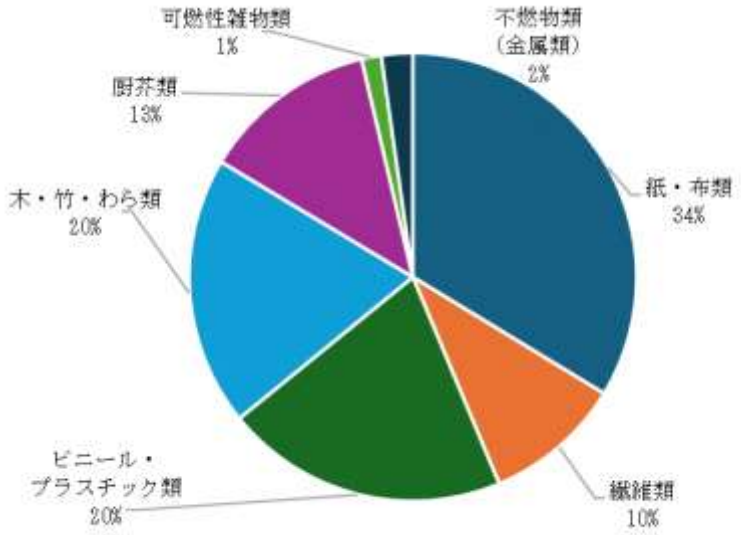

図3-6-1　ごみの平均組成（湿潤）

第7節　ごみの減量化・再資源化の現状

(1) 資源回収の現状

1) 集団回収の現状

本市では、市民のごみ問題への社会意識の高揚および再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資するため、古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）の回収を行う団体（自治会、婦人会、ＰＴＡ、子供会、老人会その他営利を目的としない団体）に対し補助金の交付を行っている。集団回収量及び回収団体数の推移を表 3-7-1 ならびに図 3-7-1 に示す。回収量は平成 26 年度をピークに年々減少しており、回収団体数との間に相関関係は見られない。

集団回収量減少の要因は、民間独自による古紙回収の取組み拡大、情報媒体のペーパーレス化、人口減少、景況等による古紙類排出量の減少等が考えられる。

表3-7-1　集団回収量及び回収団体数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
集団回収量（t）	2,582	2,487	2,253	2,242	2,236	2,189	1,999	1,879	1,962	1,785
回収団体数（団体）	53	48	49	54	52	49	48	48	49	53

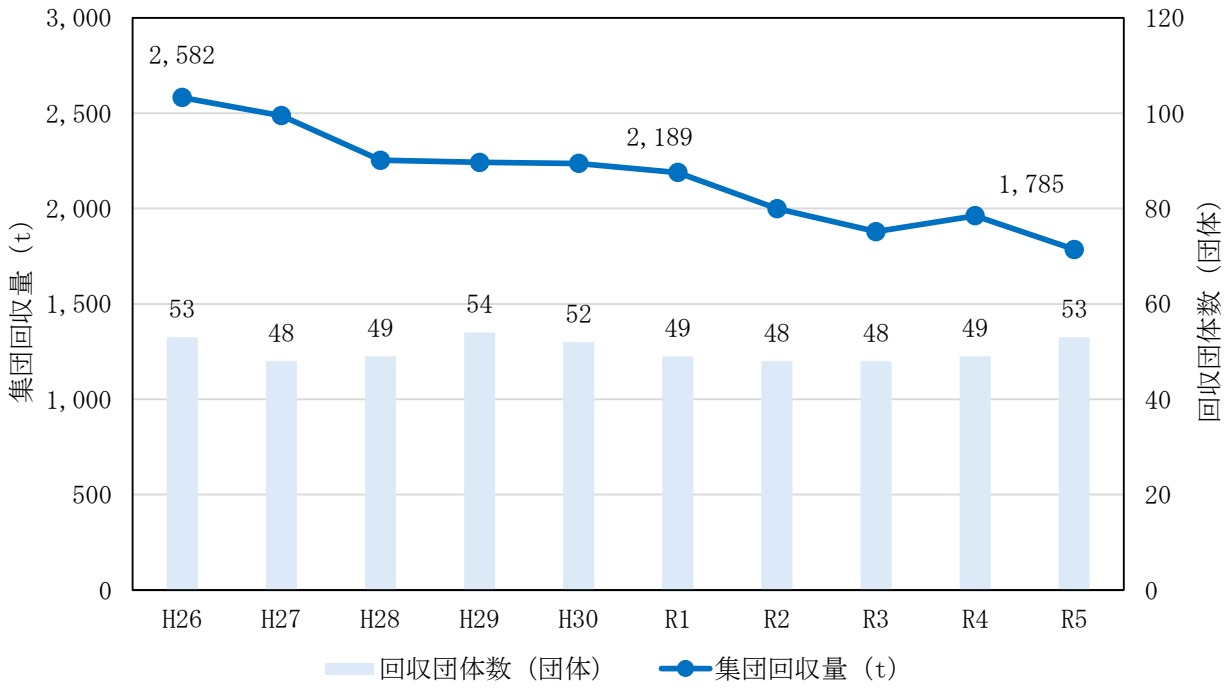

図3-7-1　集団回収量及び回収団体数の推移

3) 市による資源回収の現状

本市による資源化量の推移を表 3-7-2 に示す。資源化量は 1,500t 前後で推移している。

表3-7-2　市による資源化量の推移

【単位：t】

品目	R1	R2	R3	R4	R5
アルミ缶	36	42	57	20	63
スチール缶	44	46	58	19	45
PETボトル	117	123	124	122	130
無色ビン	154	137	122	139	122
茶色ビン	161	125	132	118	123
その他ビン	63	58	72	59	63
その他プラ容器	263	259	258	247	248
発泡スチロール	22	12	13	11	13
金属類	266	243	184	244	119
家電製品	27	24	27	28	15
小型家電	99	86	139	98	95
海岸ごみ	193	189	192	161	150
廃プラ類	52	133	175	118	131
蛍光灯	7	10	8	9	9
乾電池	14	22	16	19	15
合計	1518	1509	1577	1412	1341

第8節　ごみ処理実績

本市におけるごみ処理実績の推移を表 3-8-1 及び図 3-8-1 に示す。

表3-8-1　ごみ処理実績の推移

			単位	実績				
				R1	R2	R3	R4	R5
処理・処分量等	焼却施設							
		焼却処理量	t/年	16,080	15,250	14,824	14,705	14,005
		可燃ごみ		16,080	15,250	14,824	14,705	14,005
		搬出量		3,196	3,196	2,642	2,671	2,671
		焼却残渣(埋立)		3,196	3,196	2,642	2,671	2,671
	その他の中間処理施設＋直接資源化							
		搬入量	t/年	1,872	2,332	2,425	2,082	1,874
		粗大ごみ処理施設		561	794	807	637	357
		資源化施設		860	802	836	735	807
		その他の施設		0	0	0	0	0
		直接資源化		451	736	782	710	710
		搬出量		860	802	836	735	807
		中間処理後の再生利用量		860	802	836	735	807
	資源化							
		資源化量	t/年	3,500	3,537	3,497	3,407	3,302
		直接資源化量		451	736	782	710	710
		中間処理後の再生利用量		860	802	836	735	807
		集団回収量		2,189	1,999	1,879	1,962	1,785
	最終処分							
		最終処分量	t/年	5,491	5,181	5,270	4,776	5,855
		直接埋立		2,295	1,985	2,628	2,105	3,184
		焼却残渣		3,196	3,196	2,642	2,671	2,671

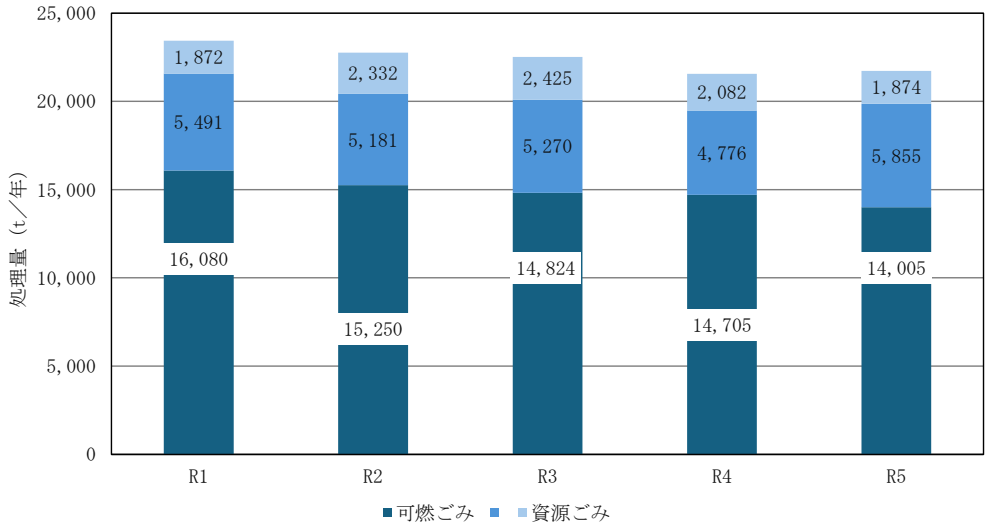

図3-8-1　ごみ処理実績の推移

第9節　ごみ処理経費

直近 4 年間（令和元年度から令和 4 年度）におけるごみ処理経費の推移を表 3-9-1 に示す。

処理及び維持管理費は、中間処理費、収集運搬委託費、中間処理委託費が経費の大半を占めている。

表3-9-1　ごみ処理実績の推移

単位：千円

項目			R1	R2	R3	R4	R5
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	32,395	0	0	
		中間処理施設	981,032	25,883	53,801	42,922	
		最終処分場	46,855	0	29,609	39,238	
		その他	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	
	小計		1,027,887	58,278	83,410	82,160	
処理及び維持管理費	人件費		29,563	32,838	35,193	30,459	
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	
		中間処理費	102,766	97,538	109,652	129,717	
		最終処分費	48,276	45,778	47,273	49,069	
	車両等購入費		0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	229,811	237,410	245,719	252,007	
		中間処理費	294,656	275,482	275,928	279,110	
		最終処分費	67,448	105,318	47,273	106,097	
		その他	3,008	3,018	2,345	2,611	
	調査研究費		0	0	0	0	
	小計		775,528	797,382	763,383	849,070	
その他			68,526	70,755	106,179	257,789	
合計			1,871,941	926,415	952,972	1,189,019	
総ごみ排出量（ｔ）　※集団回収量を含む			22,681	21,566	21,756	20,854	20,697
1tあたり処理経費（千円/t）			82.5	43.0	43.8	57.0	0
人口（人）			54,007	53,303	52,451	51,537	50,569
1人あたり処理経費（千円）			34.7	17.4	18.2	23.1	0

第10節　関係法令・計画等

(1) 国の廃棄物処理行政の動向

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和 5 年 6 月 30 日　環境省告示第 49 号）の中で、一般廃棄物の減量化に関して、排出量、家庭系ごみ一人一日あたり平均排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、再生利用率及び最終処分量の目標を個別に設定している。

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、平成 24 年度に対し、令和 7 年度において、排出量を約 16%削減し、再生利用率を約 28%に増加させるとともに、最終処分量を約 31%削減することとしている。

表3-10-1　国の減量化目標等

区分	国が定める基本方針
基準年度	平成24年度
目標年度	令和7年度
排出量	排出量（t/年）を16%削減
	家庭系ごみ排出量原単位を440g/人日
再生利用率	約28%
最終処分量	約31%

(2) 京都府の廃棄物処理行政の動向

京都府では、「京都府循環型社会形成計画第 3 期」（平成 29 年 3 月）を策定し、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を示している。同計画は、循環型社会形成推進法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置付けられるものである。

同計画における、排出量、再生利用率及び最終処分量の目標等の内容は、以下に示すとおりである。

表3-10-2　京都府の減量化目標等

区分	京都府循環型社会形成計画
基準年度	平成元年度
目標年度	令和12年度
排出量	排出量（t/年）を約11%削減
	一般廃棄物排出量原単位を760g/人日
再生利用率	45.4%
最終処分量	約14%削減